

報道関係者 各位

令和5年12月20日

【照会先】

社会・援護局 障害保健福祉部  
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室  
室長 羽野 嘉朗 (内線 3005)  
室長補佐 栗原 拓也 (内線 3041)  
(代表) 03 (5253) 1111  
(直通) 03 (3595) 2500

## 令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

厚生労働省では、令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。これは、障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）を受け、各都道府県等の対応等に関する全国的な状況を毎年度明らかにするものです。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

### 【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待	(参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)
市区町村等への 相談・通報件数	8,650 件 (7,337 件)	4,104 件 (3,208 件)	1,230 事業所 (1,230 事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	2,123 件 (1,994 件)	956 件 (699 件)	430 件 (392 件)
被虐待者数	2,130 人 (2,004 人)	1,352 人 (956 人)	656 人 (502 人)

(注1) 上記は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したものの。

カッコ内については、前回調査(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、令和5年9月8日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。「市区町村等への相談・通報件数」は「都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数」、「市区町村等による虐待判断件数」は「都道府県労働局による虐待が認められた事業所数」と読み替え。）

### 【参考資料】

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 障害者虐待対応状況調査 経年グラフ
- 3 令和4年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>
- 4 令和4年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>
- 5 令和4年度 障害者虐待防止法対応状況調査結果報告書

## 【主なポイント】

### ＜養護者による障害者虐待＞

- 養護者による障害者虐待の相談・通報件数については、令和3年度から18%増加(7,337件→8,650件)。虐待判断件数については6%増加(1,994件→2,123件)である。[参考資料2-1参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は微減。  
(令和3年度：27%(1,994/7,337)、令和4年度：25%(2,123/8,650)) [参考資料2-1参照]
- 相談・通報者の種別では、警察が51%(4,405件)と最も多く、次いで本人による届出が13%(1,128件)、施設・事業所の職員が11%(941件)、相談支援専門員が11%(918件)となっている。[参考資料5 P3~4参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が69%と最も多く、次いで心理的虐待が32%、経済的虐待が17%、放棄、放置が11%、性的虐待が3%の順。[参考資料5 P8参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が45%と最も多く、次いで精神障害が43%、身体障害が19%の順。[参考資料5 P9参照]
- 虐待の事実が認められた事例での対応策として被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例は、714人で全体の34%を占める。[参考資料5 P13参照]
- 虐待による死亡事例は1人。[参考資料5 P14参照] (令和3年度はなし)

### ＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は、令和3年度から28%増加(3,208件→4,104件)。判断件数については37%増加(699件→956件)している。[参考資料2-2参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、ほぼ横ばい。  
(令和3年度：22%(699/3,208)、令和4年度：23%(956/4,104)) [参考資料2-2参照]
- 相談・通報者の種別では、当該施設・事業所その他の職員が16%、本人による届出が16%、当該施設・事業所設置者・管理者が15%、家族・親族が11%となっている。[参考資料5 P15~16参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が52%と最も多く、次いで心理的虐待が46%、性的虐待が14%、放棄、放置が10%、経済的虐待が5%の順。[参考資料5 P23参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が73%と最も多く、次いで身体障害が21%、精神障害が16%の順。[参考資料5 P24参照]
- 虐待者の職種は、生活支援員が44%と最も多く、次いで世話人が10%、管理者が8%、その他従事者が7%、サービス管理責任者が7%の順。[参考資料5 P25参照]
- 虐待の事実が認められた事例への対応状況として障害者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したものは409件であった。[参考資料5 P27参照]
- 虐待による死亡事例は2人。[参考資料5 P27参照] (令和3年度はなし)

### ※ 使用者による障害者虐待

雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室において集計